

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 16 条第 1 項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 22 年 3 月 3 日

仙台市長 奥山 恵美



1 事業者の氏名及び住所

2 開発事業の名称及び目的

名称 （仮称）スポーツフィールド吉成山

目的 フィールドアスレチック、フットサルコート及びドックランの施設の運営

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市青葉区芋沢字吉成東 18-1 外 2 筆

仙台市青葉区芋沢字吉成山 38-35 外 16 筆

面積 35,390.01 m²

4 意見の概要

(1) 条例第 16 条第 1 項の規定による開発事業計画書についての市長の意見

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ 郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。